

〒100-8987 東京都千代田区霞が関 1-1-1
公正取引委員会事務総局
経済取引局総務課企画室
課徴金制度見直し担当
FAX 番号: +81-(0)3-3581-1945
メールアドレス:kachokin@jftc.go.jp

ブラッセル 2017年6月29日

課徴金制度の見直しに係る意見

32 加盟国、13 準加盟及びオブザーバー国の弁護士会及び法曹協会、さらに各会を通して 100 万人のヨーロッパの法律家を代表する欧州弁護士会評議会（CCBE）を代表して当職はこの信書を送ります。

2014 年 7 月 8 日、CCBE は、日本国政府内閣府に対して、日本における弁護士依頼者間の秘匿特権に関する意見書を提出し¹、以下の結論を述べました。

"弁護士と依頼者間の通信の秘密は、欧州の裁判所と関連する欧州の機関から特別に高い注意が払われている。秘密は、弁護士の義務であるばかりでなく、依頼者の基本的な人権である。秘密が確かに守られることが無ければ、司法の運営と法の支配が適切に機能していくうえで鍵となる信頼ということもあり得ない。"

日本弁護士連合会は、CCBE に対して、独占禁止法にもとづく課徴金制度の見直しを内容とする独占禁止法研究会報告書について注意を喚起しました。日本国政府が依頼者と弁護士の間の通信秘密を守る制度を未だに導入しておらず、これを権利として認めていないことを知り、期待を裏切られた思いです。2014 年 7 月 8 日に提出した意見は現在も変わりません。

Ruthven Gemmell WS

会長

¹ 原文（英文）は:

https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/committee/list/data/attorney-client_privilege/CCBE_original.pdf

日本語訳は:

https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/committee/list/data/attorney-client_privilege/CCBE_ja.pdf
に掲載されている。